

前回の分科会において委員から出された主な意見

○令和2年度第3回社会福祉審議会（令和2年10月20日開催）

基本 理念・ 方針	○地域福祉を端的に説明をし、地域福祉の定義を共有すべき。
	○計画における地域福祉とは何かの理念を記載すべき。
	○理念としての地域福祉、政策としての地域福祉（制度化された地域福祉）の中で計画の地域福祉が何を意味するのかを県民に分かるように具体的な説明をする。
	○一人ひとりが良い方向に向けるような参加参画が求められていると思う。
取組 方向 I	○専ら特定の人が地域福祉の推進をするのはしんどいため、地域での役割を決めるのは負担となる。
	○支援を受けた人がずっと支援を受けているわけではなく、支えて側になる。そのことを記載すべき。
	○「包括的な支援体制の循環」という表現はどうか。
	○I（1）①は「市町における包括的な支援体制の構築」とされているが、市町支援のメッセージであれば入れてもいいが、敢えて入れる必要があるのか。
	○取組内容も行政としての取り組みを入れるべき。
	○I 包括的な支援体制の構築は、対象とモノ、対象のみとカテゴリーが混乱している。
	○支援方法を書くのか、対象を書くのか。
	○支援対象として見落とされがちの人として例を示すのはいいが、その人のみを対象としているような表現は好ましくない。
	○I「④居住に課題を抱える者への支援」は非常に大切だと思う。同時に、食も大事だと考える。
	○「食」に困った個人、支援団体がどこに頼ればよいか情報がないため、「食」の支援についても記載すべき。
	○衣食住の衣に困っても、食が満たされていればしばらくは生活できる。
	○「食に困窮している人への横断的な支援」として、居住支援に組み込む。
	○I「②制度の谷間、空白課題への対応」にひきこもり、SOSが出せない人等を相談機関につなぐとあるが、そのような人達にとって相談機関は敷居が高い。
	○相談機関の充実より、身近に寄ったり、外にでききっかけとなる居場所づくりの充実化が大切。
	○I⑦「医療的ケア児、難病、がん患者への支援」を違う表現にする。
	○包括的な支援体制とあるが、包括的な相談の質、量の向上を目指す必要がある。
	○複雑化、多様化した相談内容に対応できる職員が不足しているため、複雑な相談内容に対応できる人材の確保、相談員の充実を記載すべき。
	○包括的な支援体制に盛り込むか、別のところに盛り込むかは要検討。
	○I 対象、制度どの視点で記載するのか整理が必要。
	○対象を限定すると、対象とされていない人はどうするのかとなるため、包括的な記載が必要。
○I 相談支援体制の構築と循環とし、支えられた人が支える側になることを記載するべき。	

取組方向Ⅱ	○Ⅱ「共生の地域福祉の推進」に意識啓発を含むのなら、(1)②地域の課題を話し合い、学び合い、解決に導く「場」づくりを教育に含めてもよい。福祉文づくり。
	○重点的取組③「障害者差別のない共生社会づくり条例を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり」とあるが、障害者のみの差別だけでなく、外国人、ひとり親家庭等も含めた表現にするべき。
	○外国人差別、排除が目立ってきているように感じる。
	○障害だけでなく認知症・要養護児童等の関係者へのアンケート調査、LGBTの課題等も理解した上での「共生社会づくり条例」である。
	○その趣旨をあらためて共有した上で、現在のコロナでの排除傾向や、貧困という問題も包含しためざすべき共生社会の在り様を確認して行くといい。
	○Ⅱ「共生の地域福祉の推進」④を(3)にし、今日的課題(LGBT、外国人問題等)を記載していくのも一案。
	○「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」は障害者だけでなく、認知症、要養護者、LGBT等の課題の理解も含めた上で策定されたもの。
	○「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の趣旨を理解した上で、コロナ禍での排除傾向、貧困等の問題を包含しためざすべき地域共生社会の在り方を検討するべき。
	○Ⅱ(1)①民生委員・児童委員の活動推進とあるが、なり手不足の時代に負担感が増すのではないか。
	○コロナ禍で想像できないことが起こっているため、民生委員として明記するのではなく、福祉員と表現を変えて欲しい。
	○「民生委員・児童委員活動の環境づくり」に変えるとよい。
	○生活基盤を権利としてしっかり押さえながら人の助け合いがある
	○民生委員活動の推進ではなく、福祉協力員やその他の方々と協力し、取り組むを記載する方がいい。
	○Ⅱ(2)災害や感染症対策に係る体制づくりに「差別のない福祉文化づくり」が記載されているのはいいのか。
	○条例を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくりとし、外国人問題、LGBT問題等今日的課題を(3)に起こす。 ○「多様性の尊重」を強調すべき。(多文化共生も含むより広い意味での地域共生の概念) ○NPO活動の推進と協働の記載。(思いと実践力を持つ人たちの活動の条件を整えることで大きな力が生まれる。)
取組方向Ⅲ	○部分的な担い手の参加、個人ができることでの参加で十分である。
	○地域福祉コーディネーターは、現計画に記載されているが、県内で進められていないのが現状のため、次期計画ではコラムとして載せるのも一案。
	○取組の方向「Ⅲ担い手づくり」を「参加・参画への機会づくりと人づくり」とするべき。
	○Ⅲ担い手づくりは分野を超えたソーシャルワーカー、人づくりを記載するべき。
	○人づくり、福祉人を重点的取組に入れるべき。
	○Ⅲ担い手づくりに「新たな横断的な人材づくり(福祉人づくり)を盛り込む。
	○フォーマライゼーション、インクルーシブ教育の推進は、Ⅱ「共生の地域福祉の推進」に記載した方がよい。
	○Ⅲ担い手づくりの(1)が福祉意識の向上や福祉教育のことですので、重複感があると思う。
	○Ⅲ担い手づくりに参加、参画にもっていくのであれば、自分の自己実現、自分づくり、個人個人の良い方向に向けるということを記載できるといい。
	○担い手づくりは人のための事ばかりになりますが、参加、参画であればそのようなことも含められる。
	○主体性が出る表現にする。
	○地域福祉計画だからこそ、横断的なソーシャルワーカー像、福祉専門職像を記載するべき。